

中小企業支援制度を悪用した 勧誘・斡旋にご注意ください!!

【勧誘、斡旋の手口】は・・・

- 中小企業の資金繰り難につけ込み、国が法律に基づき運営している、「**中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)制度**」や「**信用保証制度**」と関係があると思わせるような、**FAX、ダイレクトメール等が送りつけられていませんか？**
- 共済金貸付金、保証承諾を受けるには、会員になる必要が あると思わせ、**入会金、年会費や保証料を振り込ませる事例**が報告されております。
- また、最近、**中小企業に関係した組合(経済産業大臣認可)**から、組合員になれば、有利な資産運用ができるなど、**不審な勧誘**をする事例がみられます。

【注意事項】その1は・・・

- 中小企業倒産防止共済制度**は、独立行政法人 中小企業基盤整備機構(中小機構)が運営し、**入会金、年会費や保証料は必要ありません。**

- ➡ [中小企業倒産防止共済についてのお問い合わせは]
- ◆ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営安定企画課
電話: 03-5470-1540 URL: <http://smrj.go.jp/>
 - ◆ 中小企業庁 事業環境部経営安定対策室
電話: 03-3501-0459 URL: <http://www.chusho.meti.go.jp>

【注意事項】その2は・・・

- 信用保証制度では、金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込みを一切受け付けません。「保証を仲介・斡旋する」など、「信用保証協会」の類似名称を使用したFAX、ダイレクトメールなどには充分ご注意ください。
- なお、信用保証協会では、保証にあたって、所定の保証料以外に、相談料、手数料、入会金等を頂くことはありません。

[信用保証についてのお問い合わせは]

◆独立行政法人 全国信用保証協会連合会

電話：03-3271-7201 URL：

<http://www.zenshinhoren.or.jp/>

【注意事項】その3は・・・

- 中小企業に関連する組合は、その定款を国の関係機関や都道府県庁に提出し、認可を受けています。定款に違反する契約行為や、認可を受けていない組合には注意が必要です。

[組合についてのお問い合わせは]

◆経済産業局組合担当部署 URL：<http://www.chusho.meti.go.jp>

【最新情報】は・・・

○中小企業庁 URL：<http://www.chusho.meti.go.jp>

[携帯電話からも中小企業施策情報へアクセスできます。]

○モバイル中小企業庁 URL：<http://chusho.mjmk.jp>



QRコードから
アクセスしてください

○独立行政法人中小企業基盤整備機構

URL：<http://smrj.go.jp/>

【振り込め詐欺】は・・・

このような勧誘等を受けたら、上記の機関や最寄りの警察署にお問い合わせください。